

# 港湾法施行令の一部を改正する政令案

平成25年11月  
国土交通省

## 1. 背景

第183回国会において、国土交通大臣が指定した港湾において当該港湾の港湾管理者が当該港湾の効果的な利用を推進するための計画を作成することができる制度、輸入ばら積み貨物の積卸し等の共同化のための施設の整備等に係る協定制度の創設等を内容とする「港湾法の一部を改正する法律」（平成25年法律第31号）が成立し、平成25年6月5日に公布された。

今般、同法の公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される規定に関して、その施行に際して必要となる規定の改正を行うため、港湾法施行令（昭和26年政令第4号）及び宅地建物取引業法施行令（昭和39年政令第383号）の一部を改正する必要がある。

## 2. 概要

### （1）港湾法施行令の一部改正

今般の港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）改正により追加された輸入ばら積み貨物に関する国土交通大臣の職権のうち、特定利用推進計画の送付を受けた際に特定港湾管理者に対し行う助言（法第50条の6第10項）（同条第11項により計画の変更について準用する場合を含む。）及び特定貨物輸入拠点港湾利用推進協議会の構成員の求めに応じて行う助言（法第50条の7第5項）については、国土交通大臣に加え、地方整備局長等も行うことができることとする。

### （2）宅地建物取引業法施行令の一部改正

今般の法改正により、特定利用推進計画に定められた港湾施設の所有者等が、施設の整備又は管理に関する協定を締結し特定港湾管理者の認可を受けた場合、認可の公告後に当該施設の所有者等となった者に対しても当該協定が効力を有することとされた（法第50条の13）。このため、当該協定による制限を知らないで売買契約等を交わし損害を被る者がないように、宅地建物取引業法施行令第3条第1項に定める宅地建物取引業者が宅地建物取引主任者をして説明させなければならない事項に、当該協定に係る事項を追加することとする。

## 3. スケジュール（予定）

閣議：平成25年11月26日（火）  
公布：平成25年11月29日（金）  
施行：平成25年12月1日（日）